

岩手県立博物館 民家施設利用案内

博物館敷地内にある民家(国指定重要文化財旧佐々木家及び旧藤野家住宅)を、広く皆様へ開放しています。これまでどおりの見学に加え、お茶会や笛・琴の演奏会などのさまざまな催し物会場として民家を利用することができます。利用方法については、下記をご覧ください。皆様のご利用をお待ちしております。

1 民家を利用できる期間と時間

(1) 利用できる期間

民家は、博物館の開館日に利用できます。博物館休館日は民家利用もお休みします。なお、博物館主催の行事が開催される日には利用できませんので、電話等であらかじめご確認ください。

【休館日】月曜日(月曜が祝日の場合は翌平日)、9月1日～10日(資料整理日)
12月29日～1月3日(年末年始休館日)

(2) 利用時間 *博物館開館時間と同じ

午前9時30分～午後4時30分(準備・撤収時間を含む)

2 利用申し込み

別紙申込書に必要事項をご記入の上、利用希望日の2週間前までに下記のいずれかの方法でお申し込みください。なお、お申し込みの前に、施設の空き状況やご計画されている催しの内容について、電話で担当者と連絡をお取りください。

(1) 申込書の入手方法

- ①岩手県立博物館のホームページから申込書をダウンロードする。
- ②電話で申込みの旨を伝え、博物館から申込書を郵送またはファックスで受けとる。
- ③来館し、直接申し込む。

(2) 申込書の送り方

下記へ郵送・ファックスまたは持参してください。
なお、許可の必要な場合には、後日改めて可否を連絡します。

3 利用料金

料金は団体扱いとし、入館料の支払いをもって使用料とします。民家施設の利用とともに館内への入館もできます。※利用当日は館内受付で料金をお支払いください。

料金 一般 150円 学生 80円

4 その他

- (1) 民家は国の重要文化財建造物です。火災を防ぐため、火器の持ち込み及び使用はできません。
- (2) 民家は展示施設ですので、施設利用中に他のお客様が外から見学されることがあります。
- (3) 建物保存のため、民家ではかまどで火を焚いております。そのため、衣服に臭いをつくることがございますので、あらかじめご容赦ください。
- (4) 民家の屋内にはあちこちに段差がありますので、安全には十分ご注意ください。
- (5) ゴミは必ずお持ち帰りください。

岩手県立博物館

〒020-0102 盛岡市上田字松屋敷34

ホームページアドレス <http://www.pref.iwate.jp/~hp0910/>

電話 019-661-2831 (担当 民俗部門)

FAX 019-665-1214